

# 平成25年12月甲良町議会定例会会議録

平成25年12月13日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第51号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第58号 町長の専決事項の指定の一部変更について
- 第4 議案第61号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第5 議案第62号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第63号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第64号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第65号 甲良町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 委員会の閉会中における継続審査および調査について
- 追加第1 発議第6号 堀内光三教育長の罷免を求める決議（案）
- 追加第2 発議第7号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）
- 追加第3 発議第8号 甲良町議会議長の不信任決議（案）

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	総務課長	大橋久和
会計管理者	中川愛博	教育次長	金田長和
税務課長	上田和光	企画監理課長	中山進

人権課長	奥川喜四郎	道の駅管理室長	茶木朝雄
産業課長	米田義正	建設水道課長	若林嘉昭
住民課長	山本昇	保健福祉課長	川嶋幸泰
学校教育課長	塚口博	社会教育課長	池田弥太郎
総務課参事	中川雅博	建設水道課参事	北坂仁

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	宝来正恵
------	-----	----	------

(午前9時16分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年12月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 木村議員および8番 藤堂議員を指名いたします。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日は、何かと忙しいところ、12月定例会最終日にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。12月5日に招集いたしました今期定例議会につきましては、慎重にご審議賜り、厚く御礼を申し上げます。

次に、本日、追加提案させていただきます案件1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第65号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、延滞金の割合の引き下げが、税外収入にも適用されるため、甲良町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正するものです。

以上、簡単でございますが、何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますことをお願い申し上げます、提案説明とします。

○**建部議長** 次に、日程第2 議案第51号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 6番 丸山光雄です。今回、議案第51号について、私は次のような理由で、国民健康保険の引き上げに反対する討論を行います。

12月に支給される年金額の通知が一斉に届きました。年金法の改悪で、今後も引き上げが続き、不満の声をいっぱい聞いています。食料品をはじめ、生活物資が軒並み高くなっています。安倍内閣は、景気は回復しつつあると言いますが、私たち庶民の実感等はありません。

甲良町では、今年4月、介護保険料が大幅に引き上がり、不安の声が多く寄せられるようになりました。その上、今回、国民健康保険税がこれだけ大幅に値上げされれば、苦しい家庭はさらに追い詰められることとなります。説明にあった103万円以下の世帯が、加入者全体の70.5%に上る甲良町の実態、法廷減免を受けた後でも、1人世帯で2,808円、6人世帯の場合は1万1,400円も引き上がることは、暮らしをさらに苦しいものにさせてしまうので

はないでしょうか。町民の理解を得る上でも、今回の値上げは見送るべきだと思います。

よって、51号の議案に反対します。

○建部議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。丸山光雄議員の意見に加えて、議案51号に対する私の反対討論を行います。

全国の地方自治体で、払いたくても払えないという国民健康保険制度の問題が噴出してきたのは、何よりも国庫負担を約25%も削減してしまい、地方に国民皆保険の責任を押しつけてしまったことに中心的な要因があります。これは、小泉内閣の時代に国庫支出を増やすと約束していながら、いまだに実行されていないことでも明らかで、政府も認めている問題です。さらに、政府が負担能力に応じた税負担の原則に反して応能負担、応益負担を5対5の課税割合とするよう自治体に押しつけたため、支払い能力がなくても課税される均等割、世帯割が高くなったことも原因となりました。

国の責任を放棄した根本問題を解決せずに、介護保険制度の実施に併せ、資格証、短期証の発行を自治体に義務づけ、税金の取り立てを強化しようとしたが、事態はますます悪化しているのが現状ではないでしょうか。このことが、命綱である保険証を取り上げ、早期発見、早期治療に逆行する悲劇が全国各地で発生している主要な原因ともなっています。国庫支出を元に戻させる課題は、立場を越えて行政と議会が連携して取り組んでいかねばならないのではないのでしょうか。国保税を引き上げない方策は何かと言えば、一般会計からの繰り出しを増額すること、そして、医療費支出を抑制することの2つだと思います。一般会計からの繰り出しを増やすことでは、来年度以降、予定している不要不急の公共事業を一時中断してでも、この繰り出しに回すべきだと考えます。

もう一つは、長野県内の多くの自治体の先進的な取り組みに学んで、高齢者の就労率の向上と医療費の無料化を拡大し、誰もが健康で暮らせるまちづくりに本腰で取り組むことだと思います。この取り組みを進め、住民の協力、関心を集めるためにも、行政が町民の暮らしを脅かす原因をつくってはならないと確信するものであります。今回の引き上げは、滞納克服にも逆行し、さらに深刻な事態になることが予測されます。

質疑の中で、値上げを回避する方策を検討したのかと問いましたが、苦しい家庭の分納の相談は受けると答えたものの、減免制度の拡充とお知らせには言及されませんでした。分納は、負担軽減とはなりません。国保税条例には、法廷減免以外にも、失業や災害を被った場合の規定があり、また、その他の規定

があります。甲良町の实情に合った減免規定、要綱をぜひ拡充し、減免制度の存在自体をまず惜しみなく町民に知らせること。法律で定められた権利で適用できる可能性があることを理解してもらい、苦しい家庭も生きる希望が湧いてくるよう、メッセージを伝えてほしいと願わずにはられません。

以上のことから、今回の暮らしと健康推進にブレーキをかける国民健康保険税の引き上げは、撤回することを求めて反対討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第3 議案第58号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。議案58号 町長の専決事項の指定の一部変更について反対討論を行うものです。

地方自治法では、地方公共団体が意思決定を行う場合、議決を要する事項として15の事項が列挙してあり、今回の改正は、そのうちの12に挙げられている事項にかかわります。もともと首長の専決権は、議会制民主主義のもとで、極めて限定的に認められており、それとても直近の議会で承認議決に付さねばならないことが決められています。

今回の改正は、専決事項の指定、300万円以下という制限を外すもので、地方自治法で定める議決を要する事項の12については、事前チェックをなくしてしまうということに等しいものになります。審査請求や訴訟の提起などは、事実関係の公開のもと、十分な議論と検討が必要な事項だと考えます。

一方、町長の専決権の範囲を広く持ち、時期を外すことなく提訴等の手続ができるように、また、300万を超える事案が目の前に発生したからという理由で、限度枠を取り払う改正というのは、議会制民主主義のもとで、極めて限定的に認められた専決権の基本原則を危うくすることだと思います。法的提起を決断することと、議会の議決を求めることとは、道理のある法的な提起であれば、一切矛盾しないものと考えます。

よって、議会制民主主義のもとで限定的に認められた専決権を不服審査や提訴などの事項で無制限に拡大することにつながり、今回の議案については容認してはならないと考えます。

以上で終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第4 議案第61号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。議案61号についての討論です。

町民の暮らしと現状、そして、9月議会で明らかになった膨大な税等の滞納額の累積、そして、来年4月から消費税が8%、そして、その後、1年半後には10%という引き上げの経済状況を勘案しますと、当初予算の概要の説明に書かれた生活力の弱い町民に対する年末年始の緊急支援策などが盛り込まれるべきだったと考えます。

この時期、12月議会は1カ月前に町長選挙で切りかわる時期でもあり、腰を据えて補正を組むということには、なかなかなりづらかったことが理解できます。しかし、北川町政の2期目を力強くスタートさせるためにも、町民の現状と期待に応えることは、時間的余裕の問題ではないと思います。北川町長の公約に盛り込まれた中学校卒業までの医療費無料化など、暮らし、子育て応援施策は早い時期に実現の姿が見えるよう取り組んでいただくように、強く要請したいと思います。

そして、来年4月から始まる消費税の引き上げ、それに備えて地方自治体が暮らしを守る防波堤になることを求めまして、来年度の予算に期待を託して、補正予算という限定的な範囲でありますので、賛成といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第5 議案第62号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

私どもは、後期高齢者の医療制度そのものを撤回し、差別的な医療制度をなくすように求めているものです。今回の補正予算は、広域連合の負担金が若干減少した軽微なものでありまして、補正予算という範囲で考えて、賛成といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第6 議案第63号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

今回の補正は、売り払い土地の測量結果、面積が増えたことによるものとの説明でした。補正予算そのものについては、軽微であり賛成します。賛成するにあたって、私たちの意見を述べておきたいと思います。

当初予算の段階での売却予定の土地面積と実際測量した後の面積が違っていたということは、登記上の面積と実際の面積に違いがあること自体は往々にしてあることだと理解できます。しかし、無法放置土地裁判を通じて明らかになったように、官民だけでなく、境界線そのものが不明なまま町が同和対策事業

で無限定に買収した土地の問題は、未処分土地がなかなか売却できないでいる原因の1つともなっています。この機会に、改めて残地の払い下げ促進のために、同和対策事業対象者という枠を外し、民主的で町民合意可能な払い下げ条件を設定すべきことを、そして、周知徹底させることをお願いをして、指摘をさせていただいて討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第7 議案第64号を議題といたします。

本案について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第8 議案第65号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第65号 甲良町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年12月13日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 甲良町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第12条を次のように改めるということで、分担金の延滞金については、甲良町督促手数料および延滞金徴収などに関する条例第4条の規定を準用する。

付則として、この条例は平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この議案も、以前に出ました延滞金にかかわる利息の軽減を実施する条例だと説明がありました。もともと金利が高いと、滞納というペナルティの性格がありますが、高いという批判がありました。遅きに失したとはいえ、減額をされているということで、賛成をするものです。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第9 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、追加日程が出てございます。

西澤議員。

○西澤議員 この時間、休憩を求めたいと思います。

○建部議長 暫時休憩をいたします。15分。

(午前9時38分 休憩)

(午前9時45分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。

追加日程第3-1、日程第1 発議第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第6号 堀内光三教育長の罷免を求める決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月13日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員 野瀬議員。

賛成者、甲良町議会議員 西川議員、同じく金澤議員、同じく濱野議員、同じく山田議員、同じく丸山恵二議員。

○建部議長 本発議につきましては、野瀬議員から提出されておりますので、野瀬議員、提案説明を求めます。

野瀬議員。

○野瀬議員 提案説明させていただきます。

堀内光三教育長の罷免を求める決議(案)。

堀内教育長は、平成25年10月22日告示の甲良町長選挙において、甲良町の教育長として、公務員の立場であることを認識しながら、北川豊昭候補の演説会に計6回試み、多数の有権者の前で演説を行い、地方公務員である甲良町教育長の地位を利用して、北川候補を当選させる目的で選挙運動をしたものである。

自分みずから違法(公務員の政治的行為の制限)であることを認識しながら、応援演説を申し出たと明言している。してはならないこと、法を守らなければならないことはわかっていながらした行為は許されるものではない。

また、12月6日の一般質問でも、「町長がかわったら、いつでもやめるつもりだった」と答弁をされるなど、ことの重大性も気づいておらず、誰が町長になろうが、法を犯した事実については、だめなものだめ。まして、町の教育行政を預かる中心人物としてあるまじき行為である。PTAの保護者からも、苦情が出ている。子どもたちにも謝りさえすれば、悪いことをしても済むと教

えるのですか。また今後、公務員による公職選挙法違反の行為が公然と行われる可能性がある。自分の職をふまえた正しい判断をすべきである。その限りでない場合は、町長より即刻罷免されるよう求めます。

以上、決議する。

平成25年12月13日。

甲良町議会。

以上であります。

○**建部議長** 野瀬議員の提案説明に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

木村議員。

○**木村議員** 1点、質問したいと思います。今の決議案の中で、下から3行目、公職選挙法違反の行為が云々ということが書かれておるんですけど、先日、私の一般質問で、道の駅の関係のことをお話しし、その後、西澤議員も質問されたときに、そこのチラシをこの場におられた全員の方に配布されたという文書のチラシの部分ですが、あのチラシは、私はあえて言いませんでしたけど、これは公職選挙法には違反していないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 今の質問は、ちょっとポイントがずれているようです。今、出している議決に関しては、堀内光三教育長の罷免を求める案を出しております。これに対する質問のみにさせていただきたいと思います。

以上です。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 提出者に2点お尋ねしたいと思います。中段の「また」から始まる12月6日の一般質問で、これは野瀬議員に対する答えだと思いましたが、町長がかわったらいつでもやめるつもりだったと。これは、議事録ができていませんで、テープを確認して書かれた文書でしょうか。私の記憶では、新しい町長のもとで、つまり新しい町長が就任されたもとで、私が教育長を続けるわけにはいきませんということを言われているわけで、いつでもやめるつもりだったということは言われていません。居直り的な発言のように、意図的に表現をされていると思いますが、そこは質問いたします。

それから、もう一つです。一般職員が軽微、それから重大であってもさまざまミスも犯します。そして、交通事故の違反などもします。謝罪と、それからそれなりの地方公務員にかかわる法律に基づく処分がそれぞれされます。野瀬議員にお尋ねしますが、一般職員がミスをした場合、全て罷免を求める、職員としての地位を奪われるということで理解をされておられますか。つまり、

1つのミスがそういうように真摯に謝罪をし、そして、今後改めるということで、職員は立ち直っていくものであります。そういうような見方はできないのか、一般職員がミスを犯した場合、全て罷免を求める立場でしょうか。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 2点、お答えします。

まず1点目、ここの議案の中段、町長がかわったらいつでもやめるつもりだったという分ですけれども、これに関してはテープ起こしが、まだできておりませんので、私はこういうニュアンスで聞きました。それで、こういう文章になっています。

もう1点、一般職員が例えば事故を起こしたときに、誰でも彼でも罷免を求めるのかということに対してですけれども、教育長というのは、甲良町の一般職員とは違いまして、町長不在のときには町長の代理として務める立場にあります。そしてまた、教育公務員という立場で、公平公正でなければならないという立場にもあります。以上から、その責任は重いと思います。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 2番 阪東です。今のこの教育長の罷免を求める決議について、若干ご質問をさせていただきたいと思います。

既に我々よりも教育委員会、また教育委員長というところの部分で嚴重注意という形をされています。そういった中で、冒頭、一般質問の中でも、やはり本人が陳謝されているという形で、私は、この問題については、既にそういう形で、我々議会がとやかく言うところと違うんじゃないかなと思っております。既に決着というのは、我々が選んだ教育委員会とか教育長、住民が選んだと。そこで、完全にそういうところで言われているので、まさかこのような決議という形が出ようとは思っていなかったんですけれども、そういった中、またぞろこのところに提案をされるという根拠について説明していただきたいなと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 お答えします。先日、私の一般質問で、実際に教育委員長の方から口頭による注意、これが下されたということは聞いております。それは、私の認識では選挙中であるという認識で口頭注意であったということを考えています。

それともう一つは、先ほど言いましたとおり、教育長という立場で口頭注意、これだけでいいのかと。それともう一つは、その違反行為そのものがわかっていたと、それを実際わからずにしたということでも確かに問題はあると思うん

ですけれども、わかってしていたということに対しても問題があると思います。

以上により、この決議を提出したものであります。

以上です。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきたいと思います。

今ほど、阪東議員の方からもおっしゃっていましたが、選挙長あるいは教育委員長の口頭注意、嚴重注意ということで、この問題は解決したんじゃないかなと私も思っておるわけですけど、もう一つ、これは聞いた話なんですけど、多分このことに関して警察の方にも行かれたように聞いております。ですから、警察の方で、いわゆる公職選挙法違反どうのこうのという問題が起こったならば、警察の方からの処罰があるかと思しますので、それが今、聞いておりますと、何も起こっていないということにもって、やはりこれは教育長、選挙長の嚴重注意で終わったと解釈するもので、反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに討論。

阪東議員。

○阪東議員 私も反対討論をさせていただきます。先ほど言いましたとおり、教育委員長は嚴重注意を受けた後、やはりこれは間違っていたという形ですぐ行動をやめられたと。そこで、一応、本人も反省されているという場面もあると思います。そのまま続けて、嚴重注意があった後にまたぞろ同じことをやっておられるとこれは決議に匹敵すると思しますので、私は、この決議については反対をさせていただくという形です。

○建部議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 私は、罷免に値しないというように思います。確かに、嚴重注意でいいのかという点では、論議が分かれると思います。教育長の発言は、既に新聞でも報道されて、町民の批判の的になっています。そういう点では、処分の内容を世に公表して、社会的批判を受け、その経験を克服して、次に活かして進んでいただきたいというように思っています。そして、特別公務員である町長と同等の時期がありました。助役、収入役、そして教育長。こういう関係で、一般職員とは認識しづらかった一面も持っていたことを聞いています。私もそう思います。そういう点では、注意を受けた段階ですぐさまやめて、次の職にしっかりと取り組む、こういう姿勢です。そして、みずから北川町長の応援演

説を買って出た理由を言われました。すぐ脇にいて、不正に対して毅然として取り組んでいる北川町長の姿に感銘をして、私が役に立たせていただきたいということで出られた問題であります。確かに、それで勇み足となったことについて、後ほどそういう嚴重注意を受け、私はその後、庁舎内でその処分が妥当であったかどうかについては、十分検討いただいて、軽すぎるである場合はきちっとしかるべき処分をし、それを公表して世に問うと。最初に言いましたように、そのことをふまえながら、堀内教育長は次のステップ、そして、今の当面する大事な課題に取り組んでいただくということが大事でありまして、町長が罷免をするというのに当たらないことを申し上げておきたいと思えます。

以上、反対討論です。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 5番 濱野でございます。

堀内教育長には西小学校の校長をされたときに、ほんとうに私どもの子ども2人が大変お世話になりました。すばらしい校長先生であったように、私は思っております。また、この町の教育長をされるということで、大変期待もいたしておりました。

しかしながら、今回の選挙で個人演説会に、わかっていながら行ったということを自分の口からストレートに言われまして、幻滅をいたしました。していいことと、して悪いことがはっきりとわかる方です。してはならんことをわかっていながらしたということに対して、子どもたちの教育を預かるお父さん、お母さん、また子どもたちにどのような説明をしたら、今後いいのかなど。悪いことしたら、「ごめんと謝ったら済むのか、この町は」「偉い人だから許されるんか」という部分もございます。ほんとうに何をもって、この甲良町の教育行政のトップでございます。そういったこともしっかりとわきまえられた上で、早くご自分のご決断をされて、子どもたちもしっかり見ております。しっかりと子どもたちの教育に携わっていくには、やっぱりきちっとけじめをつけられるべきだと私は思っております。

よって、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに。

金澤議員。

○金澤議員 賛成討論をいたします。10番 金澤です。

この問題、やはり濱野議員が申しましたとおり、事の重大さであります。子どもに悪いことをしたら謝ったら済む、これでは子どもの教育にならない。ましてや、これは議員間でもいろいろ西澤議員が言われましたように、多分、論議が分かります。これは、お互いに見解の相違であると思えます。私も、堀内

教育長とは、センター時代から仲良くつきあわせてもらっています。そこらもよく知っています。しかし、教育長というものは、北川町長だけの教育長ではないと。甲良町全般を見る教育長であります。よって、堀内教育長はこの事の重大さをわかっていながら、公職選挙法に違反するということを理解しながら応援に行った。このことは重大であります。だから、みずからこの問題をしっかり受けとめて、これが自分自身に罷免に値するかしないか、これは本人の決断でありますけども、私としては、やはりこの問題、事の重大さを十分理解して、本人は罷免することが当然と思ひ、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 6番 丸山光雄です。この法案に私は反対いたします。

というのは、今回の町長選挙において、北川町長は不正は許さないという、この甲良町を毅然としてやっていくという態度に感銘して、堀内教育長は応援に行ったと思います。ですから、堀内教育長の言うのには、やはりこれから先、子どもたちに将来のある甲良町ということに関しては、やはり北川町長の言うように、不正を許さない明るい甲良町という意味でよかったんじゃないかと思ひまして、この問題は反対にします。

○建部議長 ほかに。

藤堂議員。

○藤堂議員 私は反対をさせていただきます。その教育長の行動については、選挙中に既に選管も開かれ、教育委員会も開かれ、そしてその結果をもって、県の選管にも問い合わせをしておるような話を聞いております。そしてまた、先ほど出ていましたように、彦根の警察の方にも問いあわせしたと。ところが、その上級機関からの何の沙汰もないのに、まして教育長そのものの指名権は町長にあります。我々はそれに同意したと。それなのに、罷免というようなことはちょっとおかしい。それでも、上級機関から、これは違反やという話が出てきたのなら、また別の話ですけれども、それがない以上、私は反対いたします。

○建部議長 これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号 堀内光三教育長の罷免を求める決議（案）に賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

賛成多数であります。

よって、本発議は可決されました。

次に、追加日程第3-1、日程第2 発議第7号を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定によりまして、西澤議員の除斥を求めます。  
西澤議員。

○西澤議員 退席する前に、弁明の機会を与えていただくことを希望いたします。  
一言で済ませますので、よろしく申し上げます。

○建部議長 西澤議員の申し出に対しましては、後ほど皆様にお諮りいたします  
ので、西澤議員の除斥を一旦求めます。

(11番 西澤議員 退場)

○建部議長 議案を朗読させます。  
局長。

○陌間事務局長 発議第7号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月13日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員、金澤議員。

賛成者、甲良町議会議員、西川議員、同じく野瀬議員、同じく濱野議員、同じく丸山恵二議員。

○建部議長 本発議につきましては、金澤議員から提出されておりますので、金澤議員、提案説明を求めます。

金澤議員。

○金澤議員 それでは、西澤伸明甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)を申し述べます。

本議会は、甲良町議会議員、西澤伸明君を以下の理由により、議員辞職を勧告するものであります。

1、官製談合疑惑問題について、平成22年3月9日の委員会にて、「疑惑が解明されず、何もなかった場合、議員としてどのような責任をとるのか」という私の質問に対して、「事実と違うことが明らかになれば、私としても判断する」と答弁していた。最終的にそれなりの覚悟、すなわち議員をやめるということで公式の場にて発言をしている。これという証拠が見あたらず、極めて曖昧な事実が数多く判明し、不起訴、すなわち裁判にさえならず、全国で行政や議会が訴えてこのような結果は全く例のないことである。いまだに三権分立、また司法を踏みにじった発言やビラに書き込むなど、なりふり構わない人権侵害を繰り返している。

先般の町長選挙でも、多くの町民を翻弄させ、大きな影響を与えるなど、あ

なたの目的は正義の味方のふりをして、でっち上げにより、町を混乱に陥れ、関係者に痛みや苦しみを与え続けた、悪質かつ卑劣な行為は許されるものではない。

2、平成24年12月議会にて、部落民という差別発言、いわゆる部落に住む人たちを差別化する発言であり、見下すときに使う言葉でもある。そのことに対して、12月議会にて議員辞職勧告が決議したにもかかわらず、辞職することもなく、謝罪すらしない。言語道断である。全く、議会議員として質に欠け、品位を汚すものである。よって、辞職勧告するものである。

以上、決議する。

平成25年12月13日。

甲良町議会。

補足説明をする前に、平成22年3月9日の委員会の議事録の資料がありますので、議長の事前了解を得ていますので、配布したいと思いますので、よろしくをお願いします。

この資料は、平成22年3月9日の委員会の資料であります。そのときに、私と西澤議員の質疑と回答の資料であります。読んでみます。

「もし、これが疑惑が解明されなくて何もなかった場合は、議員としての道義的責任どうとるんですか」、こう私が質問しました。そしたら、「金澤議員の疑問、質問にお答えします。答えは、町民に迷惑をかけているということの事実が明らかになれば、それはそれで私としても判断をしなければなりません」。その下の方に、「今、西澤議員から最後にそれなりの覚悟があるということを知りましたので、それで結構です」と、こういうように結んでいます。

補足1、西澤議員は平成22年3月9日の委員会で、百条委員会設置提案の説明など、私の質問に対し、先ほどの辞職勧告決議案で申したように、疑惑が解明され、何もなかった場合、議員としてどのような責任をとるのかという質問に対して、事実と違うことが明らかになれば、私としても判断をすると答弁した。最終的にはそれなりの覚悟、すなわち議員を辞職すると私は確信したから、質問を終了した。官製談合を告発して、2年6カ月が経過して、最終的な判断が司法から出された結果、1回目、検察不起訴、2回目、検察審査会も不起訴で、この事件は報道関係者により終了と発表されています。

日本は法治国家であります。結果が出た以上、これに従うのは当然である。また、西澤議員は百条委員会設置理由提案の中で、浜野工務店と（株）伊藤組の2者が官製談合の疑いがあると説明したが、捜査委員会が開かれ、浜野工務店は何回も証人喚問を受けたが、（株）伊東組は、私が何回も証人喚問すべきと提案したが、議員の多数決をもって否決した。前議員の藤堂与三郎議員は「証拠もないのに呼べない」、西澤議員に至っては、「金澤議員は（株）伊藤組を

証人と呼んで何を聞きたいのか」と発言。自分が官製談合の疑いがあると言っておきながら、あきれて私は物が言えない。私は、浜野工務店と（株）伊藤組、2者の名前が挙がったから百条委員会の設置提案に参じたもので、議員をだまして呼んだら、当初から賛成はしていない。

甲良民報2013年10月号外で、官製談合疑惑が晴れていない元総務主監、野瀬喜久男氏云々と書かれている。町の判断、すなわち結果が出ているにもかかわらず、全く議員としての常識が疑われ、判断能力がないとしか言いようがない。このように、当初からうそで始まって、うそで終わった官製談合事件であります。

（「よう言うわ」の声あり）

○建部議長 静かに。

○金澤議員 やった事実がない、犯罪もしていないのに、犯人呼ばわりすることは、一番大きな名誉毀損である。

平成21年7月より、当初は業者間談合、5月ごろ、ある業者から浜野工務店が落札すると聞いたと現町長が、議員時代に発言してから、西澤議員のメディアリンチが始まった。西澤議員は、それから一部の議員たちと結託して、真実でないことを民報等で発信し続けてきた。調査するはずの伊藤組の件も全くふれず、当日、入札の電気工事では、2者最低制限価格でどんぴしゃりに落札にもかかわらず、そのことには全くふれず、ただただ正義の味方のふりをし、町を大混乱に陥れ、関係者に計り知れない苦しみを与えてきた。いまだに一部の町民は、西澤議員のビラを見て疑いを持っている人も多い。不起訴、いわゆる何ら裁判にもならなかったと司法が判断したのは当然のことである。いまだに誹謗中傷を繰り返す極めて異常な人物である。あなたのやったことで、どれだけの人が苦しみ、調べの途中で村田局長が亡くなる、私は残念でならない。あなたのしてきたことは、議員としての個人的思想は、罪なき者を犯罪者とし、罪を犯した者を無実と援護し、なりふり構わぬ行動は、末期症状である。西澤議員みずからが何もなかったら判断すると述べている。そんなことは、つまり辞職である。

議員の言葉を思い、2について補足いたします。平成24年12月議会で、西澤議員は一般質問の中で部落民という差別発言をした。エサ発言は、その後、愛荘町議会の抗議を受けて、半年後に謝罪したが、部落民発言については、何ら謝罪もなかったのである。犬上4支部、長寺、呉竹、三ツ池、大町支部の連名で、西澤議員の一般質問への抗議要請書を甲良町議会議長に提出したが、今日に至るまで何らの回答もなかった。西澤議員は過去にも議会甲良町甲良民報でこのように発言している。「同和地区の人は町から金をもらっている。民報で尼子の人が言っている。実名いり」と、こういうふうに書いています。町に

確認したところ、事実でないことが明らかになっております。そして、新築資金の滞納については、一部の人の滞納には全くふれずに、同和地区全体の人が新築資金を滞納しているような文書を甲良民報で何度も発行し、一般地区の人々に誤解を与えています。この民報により、まじめに借りた金は返すと返した人たちがどれほど怒り、傷ついたことか。町に資料の提出を求めたところ、滞納者は長寺、呉竹で約20名であった。それを同和地区全体で滞納しているがごとく書きたてた。

自分のインターネットのブログに、東川原地先の個人の宅地の写真を載せた。これは、インターネットで確認しています。道の駅の成功には、4つの問題を解決しなければならない。議会が甲良民報で発言。その中の1つに同和行政の終結をと発言した。道の駅に何のかかわりがあるのかと、私の質問に、ノーコメント、答えないのです。そして、町が進める人権施策、人権フェスタへの参加、これにも反対。対話集会の参加も強制的と、甲良民報に載せている。人推協には、議会代表でありながら、1度も参加していない。西澤議員は、法が終了したから、同和行政も終結をと言っている。

これは、よく聞いてほしい。同和対策事業は、主に同和地区の住環境の改善を目的としたものであります。そして、同和行政とは部落差別の解消を目的として実施される行政のことです。同和行政の目的は、差別の現実、実態つかむ。部落差別の解消に有効な施策を展開することです。1996年、同対審答申は部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならないと指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般財政への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではないと指摘しています。

よって、西澤議員の同和行政終結発言は、部落差別を温存、助長せよということになります。法が終了したから、同和地区住民は差別されようが関係ないと思っているのかもしれませんが。甲良町議会は、平成6年12月議会で、人権擁護条例を議決しています。西澤議員の言動は、条例無視、議会軽視であり、甲良町の進める人権施策に逆行しています。甲良民報2013年10月号外で、こう書いています。「議員の発言は重みのあるもので、事実誤認など間違った発言は原則に基づいて訂正、陳謝等を行う」と書いてある。自分のことになると、反省も陳謝もしない。何と身勝手な議員かと私は言いたい。長年、議会議員を務めながら、部落民発言をすることは、人権意識の欠落を露呈したことにほかなりません。この発言は、おそらく呉竹への歪みと偏見に満ちた差別意識そのものであり、自身の質を問われるもので、議員辞職を私は強く求めていきたい。

議員各位におかれましては、よく内容をご検討の上、正しい判断をしていた

だきますようお願いいたします。

以上で終わります。

○**建部議長** 金澤議員の提案説明が終わりましたので、西澤議員からの発言の申し出についてお諮りをいたします。

質疑の前に発言の機会を与えることに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立少数であります。

よって、発言の機会を与えることは否決されました。

金澤議員の提案説明に対しまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 西澤議員は、これまで事実に基づいて物事を行動しています。

それは、例えば難しいことになれば、議員必携を調べたり、法律のある限りを探して見つけたり、そうしたことによって、事実を述べてきています。

そのほかに、金澤議員に聞きたいんですけど、多くの町民を翻弄させて影響を与えてなっていますけど、町民に何を翻弄させているのかお答え願いたいと思います。

○**建部議長** 金澤議員。

○**金澤議員** 丸山光雄議員の質疑にお答えします。

先般の町長選挙で、やはりキャンペーンの中で官製談合の疑いの疑惑が晴れない、こういう発言をしています。司法の場ではっきりと、やはり2回の不起訴という処分の決定が下されています。そのことをあなたはご存じですか。だから、そのことをふまえたら、こういう発言はできない、これが真実であります。だから、こういうことで町民を翻弄する。要するに、町民はうそかほんまかわからない、うろうろする。だから、そういうことで西澤議員が翻弄させたということで、わかっていただけますか。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 官製談合疑惑は、完全に晴れたと言っていますが、あれは嫌疑不十分ということでもありますから、まだ私は、来年の7月までにはまだ疑惑が残っているということを聞いています。そのことについてはどうですか。

○**建部議長** 金澤議員。

○**金澤議員** 嫌疑不十分という言葉が出ましたけれども、日本は法治国家です。

2回判決して、甲良町がこの官製談合問題を告発した。そしたら、逆にないれば、これが告発されて受理されて、起訴にされた場合は、認めるんですか。

認めないんですか。日本は法治国家ですよ。だから、検察が不起訴になったら

不起訴。小沢衆議院議員は、土地の4億円の問題で、これと全く同じことを国会でやられました。しかし、2回とも不起訴になりました。それで、全部終わりです。だから、日本は法治国家で、結果が出たら、それに従うのは当然であります。だから、思わぬ結果が出たら、それを否定する、これは全然、人間としての常識に欠けています。

○建部議長 ほかに。藤堂議員。

○藤堂議員 私の方から1、2点、説明をさせていただきます。

今、出されているのは、金澤議員が名前を上げて出しておられます。この官製談合調査、百条委員会が開かれたときは、金澤議員は委員じゃなかったのか。そして、途中で別件の判決が出ました。澤田裁判長は、官製談合は濃厚であるというような言い方をしながら、ところが、それは別は別というような結論を出されております。そのことをもって、何もなかったというようなことではないと。火の気のないところに煙は立たない、私はそう信じております。どうですか。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 藤堂議員の質問にお答えします。

私も当時、百条委員会の委員でした。しかし、先ほど申しましたように、百条委員会の提案説明の中で、あなたが委員長になる前に、西澤議員ははっきり言ったんですよ。議事録を見てもうたように。伊藤組と浜野工務店が、2者が官製談合の疑いがあるということから賛成したんです。議員までうそをついて、百条委員会を設置した。これが事実であります。私は、議員満場一致ということは絶対認めません。そういううそをつかれたことによって、私は賛成したんです。これが、初めから浜野工務店1者だけターゲットとしてやっています。伊藤組は全く証人喚問しない。なぜしないのか。都合が悪いからです。先ほど言ったように、藤堂与三郎議員は「証拠もないのに呼べない」と委員会で言ったんですよ。そして、西澤議員も私の質問に対して、あなたは何を聞くのかと、伊藤組を証人にして。あなたは委員として聞いたときに、どう思いましたか。そして、この検察の見解は、あなたと私の見解の相違であります。あなたは良いようにとっているだけであって、私たちは司法の判断を尊重しています。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私は、この勧告決議案に反対します。あらゆる点で、西澤議員のやっていることは、私はちゃんとした法にのっとりやり方でやって、何も

辞職勧告に当たらないです。というのは、部落民という言葉にしても、私らは常にいろんな人、町民、よその町民、村の町民、甲良町の町民、部落民という言葉は時々出てきます。それは、私らが出るんじゃないで、やっぱり一般の人からも出ます。だから、そういう面で、これは差別にはならないと思います。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。賛成討論をさせていただきます。

金澤議員が言われるとおりでありますが、官製談合問題に関して不起訴という言葉が出ていますけど、裁判も開かれずに不起訴になったという形は、やはり何も問題がなかったとは言いませんけど、不起訴ということは疑いがなかったということの理解を私はしております。まして、不起訴がまだ云々ということで、選挙のときにもビラが入っていましたが、やはり日本語がわかっていないのかなど、検察が不起訴としたことがと私も思っておりました。

それから、部落民発言であります。12月議会でも辞職勧告を出してあるわけですが、やはり、奉職にある者ですから、部落民という発言、書面でまで出しておられるという問題ともあったと思いますし、この部落差別発言というものは問題があると。そして、当事者の怒りや心情はいかがなものかと察するところでもあります。

それと、町民憲章にも上がっている人権、云々、いろんなところがありますが、人権問題も上がっております。その辺で、議会議員を務める者が町の人推協活動、私も議員になってから何回か参加させていただいておりますが、西澤議員は全然参加されておられません。その辺のところ、人権意識の研鑽というのは、やっぱり欠落していると私は思っております。

それと、甲良町行政が取り組んできた人権、同和行政の成果を無視して、根底から否定しておられるところもあります。みずからの人権意識を露呈されていると思います。甲良町の長寺、呉竹のみならず、全国的に歴史的にも被差別部落といわれた地域への余談と偏見に満ちた部落差別意識、そのものであり、この発言はやはり議会議員としてはすべきでないと思います。やはり、早急に関係者に謝罪されていかれる必要があると思います。

そういうことで、賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、西川議員が人権の集会には参加しなきゃだめたということを書いていましたけど、これはあくまでも自由です。必ず参加しなきゃならないという権限はありません。そういう意味で、私は人権集会に関しては……。

(「討論」の声あり)

○建部議長 討論は、反対の討論ですか。

(「反対討論」の声あり)

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

藤堂議員。

○藤堂議員 反対をさせていただきます。先ほども申し上げましたように、火の気のないところには煙は立たない、私はそう信じて、何もなかったということではない。もう皆さんご承知やと思うんですけども、その結果を待たずして、みずから命を絶ったその人の心の中をもう一遍、みんなで探ってやってほしい。そのことを何もなかったと言えるかどうか。反対いたします。

○建部議長 ほかに討論ありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 今ほど、西澤議員の方が弁明をできなかつたのは非常に残念なんですけれども、一方的に聞いてもよくわからないんですけれども。百条委員会の議事録だと思ふんですけれども、そういう中でその論議がいっぱい出てくると思ふんです。そういう論議の中で、こういう部分を捉えられてという形のものも、また今の議会に出されても、またこれもどうなんかなと思ふます。

1点、この部落民というのは、やっぱり正直、謝るべきところはあるんですけれども、これもセットに出されて、官製談合の問題という形については、これだけ一方的に見ても、これは賛成しがたいと思っております。

○建部議長 ほかに。

木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきます。問題が2点乗っておるわけですが、2点目の方は、以前12月議会のときに、私は賛成の方で議決させていただいたと思うので、2の方はこれはだめだなと今でも思っておりますが、1の方は、これは百条委員会の議決というものが出されて、これはたしか22年の12月だったと思ふます。そのときには、官製談合疑惑ありということでの報告書を提出した。その報告書を提出したことを思い返しますと、たしか賛成が7で、反対が1だったように思ふます。そういう意味においても、ちょっと2の部分だけで出されましたら、賛成かと思ふますけど、1もくっついていまして、これはもうそれこそ百条委員会の議決が出ておりますので、それに対して西澤議員が、いわゆる辞職勧告ということにはならないと思ふます。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）につきまして、賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。よって、本議案は可決されました。

（11番 西澤議員 入場）

○建部議長 ここで、西澤議員に申し上げます。

先ほどの発言の機会につきましては、否決をされました。

そして、今回の辞職勧告決議（案）につきましては、賛成多数により可決をされましたので、報告をしておきます。

ここで、議事の都合上、副議長と交代いたします。

○丸山恵二副議長 追加日程第3-1、日程第3 発議第8号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、建部議長の除斥を求めます。

（12番 建部議員 退場）

○丸山恵二副議長 議案の説明を求めます。

局長。

○陌間事務局長 発議第8号 甲良町議会議長の不信任決議（案）。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月13日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者、甲良町議会議員 濱野議員。

賛成者、甲良町議会議員 西川議員、同じく金澤議員、同じく野瀬議員、同じく丸山恵二議員。

○丸山恵二副議長 本発議については、濱野議員から提案説明をしていただきます。

濱野議員。

○濱野議員 それでは、提案説明をさせていただきたいと思います。

甲良町議会議長の不信任決議（案）。

本議会は、甲良町議会議長、建部孝夫君を以下の理由により、議会を代表する議長として到底信任できない。

平成25年9月2日、全員協議会にて、出席議員および同町の各課職員約30名の面前で、「平成23年12月8日に山田壽一宅から盗水の話があって、明らかに盗水がされているということが確認されました」と指摘した上で、以

降、「つい最近、メーター付近が再度掘削されていると耳にした。そういう情報が入ったので、一度確認してください」と発言し、虚偽の事実を公然に提示し、行政が確認したところ、事実でないことが明らかになり、釈明を求められた際、事務局員の宝来正恵氏が情報提供を受けたため、このような名誉毀損行為に至ったと釈明したが、宝来正恵氏は一貫として、そのような事実はないと断言しており、北川町長も職員を信じている、山田氏宅には謝罪にも何うと全協で述べている。まさしく建部議長の発言は、完全に客観的事実に反するのみならず、その経緯において何ら確実な資料、根拠に基づかない発言であったことが明らかである。

山田壽一氏は、不正取水に対する責任感から逐次、適切な反論が事実上困難な状況にあることに乗じて、山田壽一氏に対する社会的非難を重ねようとする政治的悪意に基づいて行われた行為であるとも考えられる。全員協議会という、議長の権限に基づく、極めて公共性の高い席上における発言であり、その発言内容の影響が大きいこと、その大きさゆえに山田壽一氏は、また家族はいまだ回復をされない深刻な名誉権侵害の状態であり、名誉毀損行為に対して強い憤りを感じている。議長の地位を十分把握しているというものを前提に、9月20日の定例会最終日に、進退を明らかにすると、9月12日の全員協議会で各議員に促すも、全く何ら責任もとらず、今日に至っていることはあり得ないことである。議会で盗水問題に関して、盗水疑惑特別委員会を新たに設置し、早く疑惑を払拭し、不正を許さない、水道行政へと努力をしようとする矢先に、議会の長たる者が虚偽の発言で、多くの町民に議会への失望を余儀なくされた。また、宝来氏に対する人権侵害は計り知れないものがあります。議長の地位は、議会全体の権威に結びつくものであり、あなたのとった行動は全くその限りではありません。

よって、即刻、議長の辞職を求めます。上記で述べたとおり、議会の品位と公正さを著しく傷つけている。

以上、決議する。

平成25年12月13日。

甲良町議会。

以上でございます。

○丸山恵二副議長 濱野議員の提案説明に対して、質疑はありませんか。

質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 何点かお尋ねします。この決議案の7行目なのですが、「虚偽の事実を公然に提示し」、虚偽の事実とは何ですか。これは、建部議長の発言録が出ていますが、そういうことを聞いたので確認をお願いしますということであ

ります。虚偽の事実を公然の前に提示したのかどうか、それをお尋ねします。それが1です。

それから、中ほどの「山田壽一氏は、不正取水に対する責任感から逐次適切な反論が事実上困難な状況にあることに乗じて」と。山田壽一氏は、不正取水に対する責任感とはどういうことを指して責任感があると、この提出者は認めておられるのか回答願います。

それから、その下の方の「政治的悪意に基づいて行われた行為であると考えられる」とありますので、濱野議員の考え方だと思いますが、この9月2日の全協で行った建部議長の全協での発言が、政治的悪意が背景にあると考えられるのはなぜなのか、説明をお願いします。

以上です。

○丸山恵二副議長 濱野議員。

○濱野議員 お答えをいたしたいと思います。まず、「虚偽の事実を公然に提示した」という部分です。実際、何もなかったことです。うそだったということの発言です。そのことでございます。

それと、政治的悪意に基づいて行われた行為、結局、今、山田前議員は盗水をしたというようなことで告発をされて、約2年間、まだ結果が出てございません。そういった形で、大変、彼も反省すべきところは反省をし、事実でないことは事実でないということで、今いろんな形で戦っておられます。そういった中で、なお、このようなことがあたかもあったような発言を議題にしたということが、私にとったら政治的悪意に基づいてと考えられるから、そのような表現をしたわけでございます。

それと、あともう1点。もう一遍、言ってください。

○西澤議員 その上の「責任感とは、どんな行為ですか」。

○濱野議員 彼は、今ほども言いましたが、今、告発をされております。当然、今、2年間たって、まだ結果が出ておりません。早く自分の思っているような結果が出ないかなというふうには思っておられます。そういったところから、いろいろとまた弁護士さんを通して、不正取水に対して、いろいろと司法の場にも訴えておられます。ほんとうに自分とこの家であったということは大変、彼は反省をいたしております。そういった中で、なおかつ違った角度で私が全てをしたというようなことで告発をされております。そのことに対して、大変、彼は苦しんでおります。家にあったことの行為、それは重々反省をいたしております。そういったところから、彼は自分が全てやったものでない。けれども、反社会的な行為をやったということに対しては、大変反省もして、そういった方ですので、そういった形である意味、町民の皆様方にも申しわけないという責任感はかなり持っておられる人物でございます。

そういった意味から、責任感ということを書いたわけでございます。

○丸山恵二副議長 先ほども議長が言っていましたけど、傍聴席の方、ちょっと静かにお願いします。

○西澤議員 続けてお尋ねしますが、決議案の最後にあります、「上記で述べたとおり、議会の品位と公正さを著しく傷つけている」と、このことについて、これを言うのであれば、例えば、議長が明らかにされました、山田壽一氏宅内で、4人の議員を含む、14、5人に囲まれて、反論もできず、大声を上げられた、罵声を浴びせられた。丸山議員もそのときにおられて、現認をされています。このことそのものが議場外でそういうような多数で取り囲んで罵声を浴びせる、発言は自由であります、やめようとか、取り囲むということそのものが品位と公正さを著しく傷つけている行為ではないのかと思いますが、どう思われますか。正常な行為だったんですか。

○丸山恵二副議長 濱野議員。

○濱野議員 お答えをいたします。あの日、電話がかかってきて、立ち会いをしてくださいということで、たしか西川議員、野瀬議員、金澤議員、私、そして、丸山議員。電話がかかって寄せていただきました。取り囲んで罵声を浴びさせて、まるでランチをしている、全くそんなことではございません。そして、もっとほかの議員も電話をかけて連絡してくれというようなことで、おそらく、阪東議員やら木村議員、藤堂議員、西澤議員にも電話があったと思います。結局、来られたのは丸山議員だけでしたね。おそらく、丸山議員の表現の仕方がそのような表現で、西澤議員に伝わっているんでしょうけれども、そんな取り囲んで、建部議長を何か追い詰めるとか、全くそんなことではございません。全く、事実と違います。

以上です。

○丸山恵二副議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 提案の中で、この盗水疑惑特別委員会というところ、下から9行目の後ろかな。議会で盗水問題に関して、盗水疑惑特別委員会が新たに設置をしたんですけれども、これをつくった矢先にというイメージなんやけど、発言をされたのは、僕は先やと思うので、これは逆と違うんかなと、そこをちょっと。

○丸山恵二副議長 濱野議員。

○濱野議員 ただいまの質問、後先が逆でないかなということでございます。なるほど、逆かもわかりません。けど、みんなで盗水をなくそう、撲滅しようといろんなことを以前からいろいろと西澤議員やら、我々も一般質問するなり、ほんとうに調査をしてなくしていこうというような形で、そういった中で最終的に前回の議会のときに、特別委員会を設置しようということまでの動きがで

きたというようなことで、2日ほど前も2回目の委員会が開催されました。ほんとうに実際あるのかないのかわかりませんが、あるという前提、あれば直そう、撲滅をしようというようなことで、議会議員が一丸となってやっているというようなところで、何かもうどうして同意書をもらわなあかんとか、いろんな意見も出ていましたけど、ただ、議長が全協の場で言ったから、どうしてももらわんと行って、何もありませんでしたと。人を泥棒扱いして、そんな話なんですわ。全く、論外なんですね、こんなもん。

じゃ、阪東さん、あんたの家に、「阪東さんどこ、何か盗水しとるらしいで」と、「誰かに聞いたで」と、「見に行ってくい」と。そんなことですよ。見て何もなかったら、「はい、済みません。私、あの人から聞きましてん」と、そんなんでは、議会議員の言葉というのは、やっぱり重いです。そのようなことでございます。

以上です。

○丸山恵二副議長 ほかにありませんか。

先にもう一遍、阪東議員、どうぞ。

○阪東議員 後先というのが、非常に問題にされるというか、問題が起こってから、やはりやっている最中に起こったのか。それは、もうちょっとここはしっかりしといてもらわないと困るものが1点と、そして、9月の全員協議会で、議長が言われました。その文章もいただきましたけれども、その内容は、一応、水道課に確認してくれという内容だったと思うので、それについてが辞職勧告に匹敵するのか。また、宝来さんの問題が辞職勧告に匹敵するのか。当然、先日、盗水疑惑委員会で、もう既に山田さんが名誉毀損で訴えておられるという形を聞きましたので、それもやっぱり法にある1点は任せていかんとあかんと思うんですけれども、ただ、宝来さんの問題とこれとは、本人がどうのこうのという形を、問題があればまたそういうふうな形に出はるかもわかりませんが、これはやっぱり事務局と議長との間でどういうふうな形になったかはようわかりませんが、そこら辺はやっぱりある程度、我々が言うべきところと違うんちゃうのかなと僕は思っております。

○丸山恵二副議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今さっき、濱野議員の答えなんですけど、私も実はこの現場に電話で、建部議長が来て、証言してくれということで呼ばれて行きました。行った途端に、あちこちからどうのこうのと文句を言われました。例えば、「おまえ、議員してて何やってんねや」と。「同じ村の議員でありながら、何でいじめろの」とか、それから「都合のよい耳してる」とかいろいろなことを言われました。その中で、いろいろ言われて、確かにあれだけ沢山の人の人に囲まれて、いろいろ言われると、どう答えようかなと思ううちに、次から次から来

ると。

(「議長、質疑を」の声あり)

○丸山光雄議員 議会でも質問しましたが。

(「状況が違います。質疑を」の声あり)

○丸山恵二副議長 不規則発言は禁止。

○丸山光雄議員 議会も質問しましたが、大勢いる中で、圧倒的な多数でああでもない、こうでもないと言われると、怖いと。私は、恐怖感を感じたと。

○丸山恵二副議長 それは、質問ですか。

○丸山光雄議員 質問です。いやいや、濱野議員の言っている……。

○丸山恵二副議長 今は、質問のところですので、質問をしてください。

○丸山光雄議員 だから、これですね。

○丸山恵二副議長 怖かったとか、そんな問題じゃなしに、今は質問の時間なので、質問があれば質問をしてください。

○丸山光雄議員 上記で述べた議会の品位と公正を著しく傷つけるという行為のところですけど、こういったふうに議会以外でも、こういうことは議員としては、してはいけいなと思うんです。

○丸山恵二副議長 いえいえ。あなたが言っていることは、討論であって、質問ですから、質問してください。今はまだ、討論ではありませんので。濱野議員に聞きたいところがあれば、聞いてください。

○丸山光雄議員 わかりました、わかりました。

○丸山恵二副議長 その後は、討論です。

○丸山光雄議員 質問に入ります。「つい最近、メーター機付近が再度、掘削されていると耳にした。そういう情報が入ったので、一度、確認してください」と建部議長が言われました。これは、やっぱり甲良町の議長であれば、私は確認をさせるのが当然だと思います。私も、もしそういう立場にあったら……。

○丸山恵二副議長 ちょっと待ってください。それは、質問じゃありません。それを、濱野議員に何を聞きたいのか。今のは、質問じゃありませんよ。濱野議員に聞きたいところを答えてくださいよ。今、言うてることは、討論で後で言うてくれるのは構わんですけれど、今は質問ですので。

○丸山光雄議員 だから、こういうことについて、議長言うのは当然だと思うので、このことについて……。

○丸山恵二副議長 濱野議員に何を聞きたいんですか。

○丸山光雄議員 どう思いますか。

○丸山恵二副議長 それを、濱野議員に聞くんですか。

○丸山光雄議員 そうです。もう一度、言い直します。「つい最近、メーター機付近が再度掘削されていると耳にした」。これは、町民からの話ですね。「そ

ういう情報が入ったので、一度確認してください」、これは議長だったら当然のことだと思えます。ですから、これは当然のことを言ったものであります。

(「議長、もうちょっと打ち切った方がええぞ。討論にしてもらって」の声あり)

○丸山恵二副議長 不規則発言はだめ。濱野議員、答えられますか。

(「答える必要ない」の声あり)

○丸山光雄議員 議長がそういうふうにするのは当然だと思えますので、このことに関してどう思えますかということです。

○丸山恵二副議長 濱野議員。

○濱野議員 そういった情報が宝来さんから聞いたと。間違った情報を聞いて、公の場で言ったと、そのことです。改めて、再度確認をしてから、やっぱり発言をするべきであった、そのように私は思います。

○丸山恵二副議長 木村議員。

○木村議員 7番 木村です。まず、当日に建部議長から私のもとへ携帯電話がかかりました。ただ、そのときに、私は長浜の方に行っていましたので、そのことは終わったんですけど、またさっき言われました、何もないというふうに濱野議員はおっしゃいましたけど、何もないのに、なぜ4時間も5時間もそういう時間が経過したのか。あるいは、建部議長がまだ話があるということで4時間も5時間も時間がたったのか、そこはどうなんですか。

○丸山恵二副議長 濱野議員。

○濱野議員 何時間かかったのかわかりませんが、全く建部議員の方から説明ができない状況でございました。全くないことをあつたというようなことで発言をされて、全く何もなかったと。それを誰から聞いたかというたら、宝来さんから聞いたと、申しわけないというようなことでございます。はっきりと私が悪うございました、済みませんというようなことが、説明もされなかったというようなことで、いろいろな方が集まられて話をされていたというだけのことでございます。

○丸山恵二副議長 質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 実は、私も建部議長のいるところに、電話で呼ばれて行きました。そのときに、いろんな人がいろんなことを聞かれましたけど、次から次に聞かれるもので、答える間がないうちに、次の人が来ると、こういう形でした。さっき言われたように、ああいう大勢の前で建部議長が追及されている。多少なりも恐怖はあったと思うんです。正常感をなくしていたような感じがします。ですから、言われるままに、「はい」とかそういうことも言ったと思えますが、私も呼ばれたときには、ああでもないこうでもないという恐怖感を感じましたので、

だからついおわびをしたのかもしれないけど、ああいうものはあってはいけない。あの中にいた5人ですか、もっと議員としての質を求めたいと思います。

○丸山恵二副議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 反対討論でございます。まず、9月の議会の全協のときに、私が以前被った被害に関して、つけ加えてしゃべって、確認という言葉をお口にしました。確認がなかったのがやっぱりだめやったなあというふうなことを発言したように思います。でも、その後、当日、配られたテープ起こしの議事録も見ましたが、ここにも書いておりますが、先ほど、たとえ話をされていたように思います。例えば私の家に突然そういうようなことで乗り込んでこられましたら、「何じゃ、これは」と怒りも覚えると思いますが、ただ、山田家は盗水が発覚しております。ですから、そういううわさを信じたということが、この問題になっておるんですが、それは確認してくださいという意味で行われたと思っております。

それをもって、反対討論とします。

○丸山恵二副議長 ほかにありませんか。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。賛成討論をさせていただきます。

この問題、全協、9月議会のはずですが、議長はわざわざ時間を割かれて言われたわけですが、その情報源の確認をせずにはまず押し切ったという形だったと思います。それと、あのときに私も思ったんですが、議員がそういうことを直接指示できるのかという問題が1つ。私が前に一般質問なんかしたときに、やはり違うラインから上げてくださいというようなことも言われていますし、その辺が真実でないようなものを、やはり堂々と言われたということに関しては、まずもって問題があると思います。それが、にせ情報という形だったわけですね。

それと、家族の方にとってみましたら、やはり、訴えられて、今はもう沈んでおられる状態なんですね。そこへもって、追い打ちをかけるようなことをやったという疑いをかけられて、もうほとんど名誉毀損という形で侵害をされております。

それと、議長自身はまた再度の全協で、出处進退を明らかにすると、最終日ということは何もなかったみたいな形で終わられました。そのような形で、やはり議長として公正を保つ議長が、そういうことを平気で言われること自身も私はおかしいと思うし、その辺のところは1つあります。

それと、私も当日、行きました。行きましたけど、議長にも丸山議員にも、私は一言も詰め寄った覚えもありませんので、ここで言うておきます。

そういうことで、私は賛成討論とさせていただきます。

○丸山恵二副議長 西澤議員。

○西澤議員 反対討論を行います。

9月2日に行われた建部議長の発言は、山田壽一氏宅の一連の不正取水が背景にあることをまず最初に確認をしておく必要があります。そして、建部議長の質問をめぐる事実経過の中で、改めて守るべき原則を確認しておく必要があると思います。議会で起きたことは、議会で処理をするという自立の原則です。この原則に基づいて、懲罰、議員資格審査などの議会としての権限が明記されています。懲罰規定は、議員が議会内で起こした品位を欠く行為、不祥事、問題発言などに対する懲罰を課すことができるように規定されています。法的には、本会議と委員会への適用とされています。問題としている発言は、議員全員協議会でのことですが、全協も地方自治法と議会規則にうたわれ、法的位置づけを持つ議会構成の一部となっていますので、議会内で起きたことは議会内で処理をする、浄化をするという自立の原則のもとで対応することが重要だと考えます。この原則は、議会の判断を外部の圧力で歪められてしまった戦前の苦い教訓から導き出された原則だと言われています。その大原則を国会の場合は憲法51条で、議員で行った演説、討論、または評決について、院外で責任を問われないと明確に定めています。私たちはこの原則に基づき、議員の良心と法律にのみ忠実とする言動に心がけねばならないと思います。

今回、問題となっている発言は、事実確認をせず、担当課に調査を提起したことが問題の発端であり、軽率であったことはそのとおりだと私も思います。そして、その発言が事実ではなかったことが判明した以上、議会として議会の枠内でいかなる処理がふさわしいか考え、協議することが私たちの任務ではないかと考えます。その際、基準となるのが、地方自治法の134条から137条と甲良町議会会議規則110条から116条に定められている懲罰規定であります。今回の場合、直接の適用とはなりません。ここにある懲罰の4種類、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、そして、一番重い除名であります。この除名は、議員選挙で当選した議員の資格を奪うことから、4分の3の賛成が必要と、特別多数決を定めています。建部議長の発言の場合、9月2日の全協の場で、そして、9月12日、発言は間違いでありましたと謝罪の上、発言を撤回され、山田壽一氏に不愉快な思いをさせてしまったことをお詫びしています。その後、山田壽一氏はそれでは納得せず、法的な手段に訴えられています。そして、この議会で9月2日に発言された、メーター付近の新たな掘削は事実無根だったことを公に知らせることが、議会として最も重要なことだと思えます。議会に枠ありはこれが限度だと思います。

最後に、議員をやめよとか、議長をやめよというのは、私は自由であります。しかし、議員が議場外で多人数で取り囲んで、怒鳴りつけるなど、そして、建部議長自身も恐怖心を覚えたと9月議会で弁明をされました。こういう行為は、逆に品位が問われるものだと私は思います。

以上をもって、不信任決議にはあたらない。反対討論とさせていただきます。

○丸山恵二副議長 これで、討論を終わります。

これより、発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号 甲良町議会議長の不信任決議（案）に賛成の方はご起立ください。

（賛成者起立）

○丸山恵二副議長 着席してください。

賛成5人、反対5人で可否同数の場合、地方自治法第116条第1項の規定に基づき、議長が裁決をする。私の意見は、賛成であります。

よって、賛成多数であります。

したがって、本発議は賛成可決されました。

ここで、議長入場を許可します。

（12番 建部議員 入場）

○丸山恵二副議長 ただいま、建部議長が入場されました。

ご報告申し上げます。発議第8号は、賛成多数で可決されましたことをご報告します。

ここで、議長と交代します。

○建部議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例議会、12月議会、12月4日、全協ならびに5日、開会で、本日まで9日間、議員の皆さんにおかれましては、行政が提案をさせていただいた部分について、十分にご審議をいただき、そして、本日、可決、承認をいただきました。大変ご苦労さまでございました。

今年もいよいよ年の暮れが押し迫ってまいりました。非常に気分的に慌ただしくなってきたかなというような思いをいたしております。今年を振り返りますと、いろんな課題もございましたが、行政と議会、しっかりと議論をしながら、それぞれよい方向に向けて努力をするということも大事でもあります。そういう意味では、今後もその部分をしっかりとご理解をいただきたい、そういう思いもいたしております。

今年、25年度はまだ3カ月余りありますが、今年度、取り組んでおります事業については、各担当課それぞれの事業について頑張って事業を推進しているという状況でもあるのではないかなと思っております。ソフト事業、ハード事業、特にソフトの面では、今、6町が連携をとって、電算システム、これをクラウド化するというので取り組んでおりますが、27年度にマイナンバー制度の登録が始まります。したがって、そのことが持ち上がってきたということで、この町村会の6町連携のクラウド化も27年度に同時スタートで入らなければマイナンバーの後で登録すると、1億5,000万負担がかかるというようなことで、そこらも今、協議の最中でもあります。

また、ハード面におきましては、この12月、この公民館横の駐車場の入札も実行させていただきます。年明けから業者が決まり次第、埋め立て工事に入らせていただきたい。それと、金屋池寺長寺線改良工事、660メートル、旧県道から池寺下之郷線のその間、非常に近隣の住民の皆さんから、いつまでかかってんねやというお叱りを大変受けております。そういうこともございまして、建設課先頭で、業者の皆さんにもしっかりと1日でも早く完了ができるようにということでお願いもしておりますので、年度内、早いうちに、その660メートルの舗装工事が終わって、通行可能になるように取り組んでいきたいなと思っております。

いよいよ12月、本格的な寒さ、特に土曜日、日曜日は今年一番の寒さになるというような気象予報も出ております。それぞれこの年末年始、お体ご自愛をいただいて、そして、議員各位におかれましても、すばらしい26年の元旦が迎えられることをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ご苦労さんでございました。

○**建部議長** これをもって、平成25年12月甲良町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 藤 堂 一 彦